

改正案	現行
<p>「<u>三重県 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業推進本部</u>」</p>	<p>三重県「<u>東京オリンピック・パラリンピック</u>」 <u>キャンプ地誘致等推進本部</u></p>
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、「希望がかない、選ばれる三重」を目指し、関連する県施策を推進するため、「三重県 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業推進本部」</u>（以下「<u>推進本部</u>」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>平成 30 年に全国高等学校総合体育大会、平成 33 年に国民体育大会を予定している本県にとって、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を絶好の機会と捉え、事前キャンプ地を誘致することで、地域を活性化させるとともに、子どもたちが夢を抱いてスポーツに取り組むきっかけとなるよう、三重県「東京オリンピック・パラリンピック」キャンプ地誘致等推進本部</u>（以下「<u>推進本部</u>」という。）を設置する。</p>
<p>(所掌事項)</p> <p>第 2 条 <u>推進本部は、前条の目的を達成するため、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関し、次の各号に掲げる事項について所掌する。</u></p> <p>(1) <u>情報収集に関すること</u></p> <p>(2) <u>国等への提言・提案に関すること</u></p> <p>(3) <u>事前キャンプ地の誘致に関すること</u></p> <p>(4) <u>その他関連施策の推進に関すること</u></p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第 2 条 <u>推進本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について所掌する。</u></p> <p>(1) <u>戦略的な誘致活動の推進に関すること</u></p> <p>(2) <u>その他、誘致活動に必要な事項に関すること</u></p>
<p>(組織・運営)</p> <p>第 3 条 <u>推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。</u></p> <p>2 <u>本部長は、知事とし、本部会議を招集する。</u></p> <p>3 <u>副本部長は、副知事及び危機管理統括監の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>4 <u>本部員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。</u></p> <p>5 <u>本部長は、必要に応じて、本部会議に本部員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。</u></p>	<p>(組織・運営)</p> <p>第 3 条 <u>推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。</u></p> <p>2 <u>本部長は、知事とし、本部会議を招集する。</u></p> <p>3 <u>副本部長は、副知事及び危機管理統括監の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>4 <u>本部員は、スポーツ推進局長、戦略企画部長、総務部長、健康福祉部長、地域連携部長、南部地域活性化局長、農林水産部長、雇用経済部長、観光・国際局長、教育長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>5 <u>本部長は、必要に応じて、本部会議に本部員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。</u></p>

改正案	現行
<p>(幹事会)</p> <p>第4条 推進本部の活動を円滑に進めるため、本部員の属する部局の課長級の職員(県警本部にあっては警備部警備企画課長)による幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>3 幹事会は、幹事長が招集する。</p> <p>4 幹事会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。</p> <p>(1) 推進本部から指示された事項の調査・検討に関すること</p> <p>(2) 各部局間の関連施策の調整・推進に関すること</p> <p>(3) その他、推進本部の推進のために必要なこと</p>	<p>(推進チーム)</p> <p>第4条 推進本部の活動を円滑に進めるため、関係課長による推進チームを置く。</p> <p>2 推進チームは、次の各号に掲げる事項について所掌する。</p> <p>(1) 誘致活動の展開の検討に関すること</p> <p>(2) 誘致活動に係る情報共有に関すること</p> <p>(3) その他、推進本部の推進のために必要な事項</p>
<p>(事務局)</p> <p>第5条 推進本部の事務局は、戦略企画部政策提言・広域連携課に置く。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第5条 推進本部の事務局は、地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課に置く。</p>
<p>(その他)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>
<p>附則</p> <p>この要綱は、平成25年12月24日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成29年5月12日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>この要綱は、平成25年12月24日から施行する。</p>

別表 1 (第 3 条関係)

区分	職
本部長	知事
副本部長	副知事
	副知事
	危機管理統括監
本部員	戦略企画部長
	防災対策部長
	総務部長
	健康福祉部長
	医療対策局長
	子ども・家庭局長
	環境生活部長
	廃棄物対策局長
	地域連携部長
	スポーツ推進局長
	南部地域活性化局長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	観光局長
	県土整備部長
	教育長
警察本部長	
東京事務所長	

別表 2 (第 4 条関係)

区分	職
幹事長	戦略企画部政策提言・広域連携課長
幹事	戦略企画部戦略企画総務課長
	防災対策部防災対策総務課長
	総務部総務課長
	健康福祉部健康福祉総務課長
	環境生活部環境生活総務課長
	地域連携部地域連携総務課長
	農林水産部農林水産総務課長
	雇用経済部雇用経済総務課長
	県土整備部県土整備総務課長
	教育委員会事務局教育総務課長
	警察本部警備部警備企画課長
	東京事務所副所長